

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

本日議場にて傍聴をいただいています皆様、またインターネット中継で御視聴いただいています皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。

今期最後の一般質問となりました。理事者の皆様におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、HPVワクチン、子宮頸がん予防ワクチン接種について、お尋ねいたします。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについては、本年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また積極的勧奨差し控えの期間に、定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的にHPVワクチン接種に対する関心が高まっております。

そこでまず積極的勧奨再開に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知はどのようにされたのか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

HPVワクチン接種については、平成25年6月に積極的勧奨を差し控えることとなりましたが、令和2年10月に対象者へ情報提供を行うこととされ、昨年11月からは積極的勧奨が再開となったものでございます。

これらを受け、まず令和2年度・令和3年度については、HPVワクチンについて案内文と国作成のリーフレットを送付し、情報提供を行いました。

本年度は積極的勧奨再開となったことから、定期接種対象者の中学1年生から高校1年生に相当する女子の保護者に、HPVワクチンについて接種勧奨案内文と国作成のリーフレットを送付したところでございます。

またキャッチアップの情報提供といたしましては、市のホームページや広報誌、SNSを活用しております。

個別通知につきましては、現在、亀岡市医師会と調整中であり、年度内の発送を予定しているところでございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

定期接種対象者は本市では中学1年生から高校1年生の女子であります。その保護者に接種勧奨案内とリーフレットを同封して個別通知をされた、そしてキャッチアップ対象者には、個別通知は行わず、ホームページやLINEで周知しているということを確認させていただきました。

それでは次に、積極的勧奨が再開した今年度の接種率及び積極的勧奨を差し控えていた前年度の接種率をお聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 接種は1人3回となっていることから、年度をまたいで接種する人もいるため、接種率ではなく、接種状況を報告させていただきたいと思っております。

定期接種対象者の中学1年生から高校1年生に相当する女子につきましては、令和3年度は、対象者1,581人に対し、延べ人数で903人、令和4年度は、対象者1,567人に対し、9月までの集計で既に延べ人数で440人となっている状況でございます。

キャッチアップ接種対象者の平成9年度生まれから平成17年度生まれに相当する女子につきましては、対象者は3,765人に対し、9月末現在、延べ人数で283人が接種を行ったと聞いているところでございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

今年度は9月末で440人ということで聞かせていただきましたけれども、令和5年3月末には、昨年度と比べて、この接種者数をどのように見込んでおられるのか、上回る予定なのか、どのようにお考えか、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 行政としても、しっかり接種いただくように案内してまいりますので、上回ってくるかと予測しております。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

接種状況につきましては、これまでの一般質問の御答弁で、情報提供、実施前の令和元年度は40人、そして定期接種の最終年となる高校1年生の女子を対象に、接種するかどうかについて、検討・判断ができるように、個別通知で情報提供を行った令和2年度は162人、そして今、御答弁いただきましたが、積極的勧奨再開前ではありましたけれども、定期接種対象者全員に個別通知で情報提供を行った令和3年度は903人ということで聞かせていただきました。積極的勧奨が再開された令和4年度は、9月末で440人。年度末には昨年よりも上回るだろうという見込みであるということで、接種者が増加傾向にあります。接種された方が増えているというのは、個別通知で情報提供していただいた効果であると思っております。

コロナ禍にあり様々な対応でお忙しい中、今回の積極的勧奨再開に当たり、昨年に引き続き、今年度も定期接種対象者に対して、全員に個別通知をしていただいたことに感謝申し上げます。

そこで、積極的勧奨再開後の市民の反響はどうであったのか、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 積極的勧奨再開に伴い、市のホームページや広報誌、SNSでの情報発信を行うとともに、個別通知を発送した後も、特に大きな混乱は見られなかったという状況でございます。これは、積極的勧奨再開、これは令和3年11月26日以前の令和2年度から定期接種対象者の保護者に、HPVワクチンについての案内文と国作成のリーフレットを送付し、周知に努めていたことなどが影響していると思っております。

市への問合せがあったものとしては、接種対象者であるかの確認や、実施している医療機関の確認などと伺っております。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

今、様々な反響を聞かせていただきました。子宮頸がんは、年間約1万人の方が罹患して、約2,900人の方が亡くなっている、女性にとっては命に関わる疾患となっております。今後も引き続き、市民の方に寄り添った丁寧な対応をお願いしたいと思います。

それでは次に、現在、定期接種やキャッチアップ接種で使用できるHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンとなっております。これらのワクチンよりも高い感染予防があるとされる9価HPVワクチンについては、2022年11月8日開催の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、来年4月1日から定期接種とする方針で承認されました。

そこで、9価HPVワクチンについて、現在定期接種として使用できる2価や4価のHPVワクチンとの違い、効果や安全性についての認識をお聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 令和4年11月18日の第41回厚生科学審議会予防接種・ワクチン部会資料によりますと、9価HPVワクチンは、現在定期接種で使用されている2価・4価HPVワクチンよりも多い、9種類の子宮頸がんの発生に関するヒトパピローマウイルスへの感染予防等の効果を発揮するものとされており、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されるものであると考えております。

9価HPVワクチンの安全性については、4価と比較し、接種部位の症状、つまり、痛み、腫れ、赤みなどの発現頻度は多いということでありますけれども、頭痛、発熱、嘔吐などの全身症状は同程度であるとされていると伺っております。

◆（山本由美子議員） それでは最後、5点目です。

9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本市の対応、対象者への周知方法についての考えをお伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 令和5年4月から、9価HPVワクチンも定期接種となることから、国からの情報提供に基づき、キャッチアップ接種対象者を含む個別通知時に、9価ワクチンの情報も含め周知するとともに、既に通知済みの対象者へは、市のホームページや広報誌、SNSで再度案内することといたしております。

◆（山本由美子議員） 今、御答弁いただいたのですが、令和5年度には、そうでしたら、定期接種対象者については、新たに中学1年生になった方のみ個別通知をされ、あとはホームページやLINE等で周知していくというお考えなのか、確認させていただきたいと思えます。

◎市長（桂川孝裕） 基本的に、新年度から新たに加わる9価ワクチンについての情報は、個別にお知らせする予定はないということで、基本的には、広報かめおかや市のホームページ、SNS等を通じて周知を図ることといたしております。

キャッチアップ対象者には、令和5年度から9価ワクチンが定期接種の対象となる予定であることを、同時にお知らせしていくということでもありますから、これは個別にお知らせするというようになります。

◆（山本由美子議員） 再度確認させていただきますけれども、キャッチアップ対象者については、先ほど、これまでは個別で通知をしていなかったのが、今回、9価HPVワクチンが定期接種になると同時に、個別通知で周知をしていくということを確認させていただきました。

そして、あとは、定期接種対象者、中学1年生から高校1年生までの方については、個別通知はしないということですか。それは、新たに中学1年生になる方にもしないということですか。そこはしていただけるのでしょうか。

◎市長（桂川孝裕） 基本的に、キャッチアップ対象者は今年度中に案内を送る予定にしていますので、それに入れていく予定にいたしております。それで、新たに加わる人については、この9価ワクチンについても、個別接種の案内をするようにいたします。

新たに中学1年生になった方には、個別接種の案内をするということです。

◆（山本由美子議員） 新たに中学校1年生になった方にはしていただけるということで、確認させていただきました。

しかし、今回、9価HPVワクチンが定期接種になったことですか、先ほど市長のほうから御答弁いただきましたけれども、ワクチンの有効性や安全性の情報というのは、接種を検討する方にとっては重要な判断材料になりますので、やはり事前の情報提供というのはすごく重要になると私は考えます。広報かめおかですとかホームページ、SNSだけでは、全ての対象者に正しい情報が伝わりにくいと考えますので、そこは9価HPVワクチンが新たに接種に加わったということで、定期接種対象者についても、来年度は個別通知を行っていただきたいと思うのですけれども、その点、再度答弁願いたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） 現状としては考えておりませんが、状況を見ながら、検討してまいります。

◆（山本由美子議員） 十分な情報がなかったために、接種の検討が遅れたり、また接種機会を逃すといったことがないように、9価HPVワクチンの接種が可能となる方たち全員に情報が行き渡るように、個別通知で確実に御案内していただきたいということを、強く要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、加齢性難聴者への支援についてお尋ねいたします。

厚生労働省が2015年に策定した認知症施策推進総合戦略新オレンジプランでは、難聴が認知症のリスク要因の1つとされております。また、2019年6月に、認知症施策推進関係閣僚会議がまとめた認知症施策推進大綱においても、認知症の危険因子である難聴などに対する予防介入の研究を進めることが明記されており、難聴と認知症の因果関係が注目されております。

加齢に伴い難聴が進むと、会話や人と会う機会も減るなどのコミュニケーション不足によって、ひきこもりがちになり、社会的にも孤立しやすく、鬱や認知症につながることも懸念されております。高齢者が耳の健康を保ち、自分らしく社会参加を続けられるよう、難聴の早期発見や本人の状況に応じた補聴器が利用できる体制整備が必要であると考えます。

加齢性難聴の場合は、本人の気づかないところで進行することが多いことから、早期発見の取組として、地域の通いの場などでの耳の聞こえのセルフチェックや、介護予防のための基本チェックリストに聴力に関する質問を追記するなど、実施している自治体もあります。また、東京都豊島区では、難聴が認知症やフレイルの危険因子として提唱され始めたことを受けて、ヒアリングフレイルチェック、聞き取る機能の衰えチェックとして、みんなの聴脳力チェック、聴く、脳の力と書きますけれど

も、チェックというアプリを使って、難聴の早期発見につなげており、アプリの結果によっては、耳鼻咽喉科を御案内されております。

そこで、難聴を早期発見する仕組みについて、本市の考えをお聞かせください。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

加齢性難聴は、徐々に進行することから、本人に難聴の自覚がないことが多く、医療機関への受診行動につながりにくいとされ、こうしたことが加齢性難聴を自覚できない要因の1つと考えられています。

先進地事例では、地域の通いの場などでの耳の聞こえのセルフチェックや、介護予防のための基本チェックリストに聴力に関する質問を追記することで、本人が難聴を自覚でき、医療機関への受診行動につながっている事例も見られることから、今後、他市の事例なども参考にしながら、研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

65歳以上の約半数に聞こえの問題があると言われておりますので、早期発見の取組、また、高齢者の方に難聴に関する気づきを持ってもらうための仕組みを構築するということが急務であると考えておりますので、検討とおっしゃいましたけれども、具体的にやはり取組を早急に進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、難聴が疑われた場合に、医療機関への受診勧奨ができるよう、耳鼻咽喉科医、医師会との連携の仕組みを構築することが必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 聞こえにくくなったというような自覚症状がある場合を含めまして、聞こえについての相談が担当課にございました際には、専門的な診断ですとか治療を要することもあるために、必要に応じて、医療機関への受診勧奨を行っているところでございます。現在のところは、これ以上のニーズはお聞きしていないということもございまして、仕組みづくりというところまではいきませんが、亀岡市医師会との連携を、今も基にして、対応しているところでございますので、今後も引き続いてそのような対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今後、早期発見の取組を市としてやっていただくときには、しっかりと医師会との連携も取っていただきたいと思っておりますし、また、受診につながるように、市内の耳鼻咽喉科の医療機関の一覧表というのを作成してお渡ししてあげるというのも1つであるかと思っておりますので、情報提供できないかというところなのですけれども、その点は実施することは可能でしょうか。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 現在も、医療機関に受診をお勧めします際には、お住まいの地域をお聞きいたしまして、かかりつけの耳鼻咽喉科がない場合などにつきましては、「こちらが近いですよ」というような御案内をしているようでございます。一覧表というわけではございませんが、なるべく受診していただきたいということで、配慮しているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは次に、3点目です。

加齢性難聴者の聞こえの改善には、補聴器の使用は欠かせませんが、補聴器の費用は高額なものから低額なものまで様々であることから、近年、補聴器については、消費者トラブルが増加しているとの指摘がなされております。そのため、消費者庁では、補聴器購入の際には、補聴器相談医や認定補聴器技能者への相談を推奨していますが、実際にはそれらの存在はあまり知られておりません。そのことから、適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図ることが重要であると考えますが、御見解をお聞かせください。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 補聴器は、医療機器でございますので、聞こえがたいと感じる音域には個人差もありますことから、本人の主観的な聞こえの状況だけではなく、補聴器相談医による診察と認定補聴器技能者による利用者一人一人に合った補聴器の選定、及び適切な調整やきめ細かなアフターケアが必要となります。

議員御指摘のとおり、まだまだ、補聴器相談医や認定補聴器技能者の認知度が低いことから、周知を図っていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） そしたら、そのためにはどのようなことが考えられるかということで、また、取組を進めていただきたいと思うのですけれども、先ほど、医療機関の一覧表と申し上げたのですけれども、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のホームページに、認定補聴器相談医の名簿が公表されておりました。2022年8月1日現在で、亀岡には3名の方が掲載されていたのですけれども、そういうことも一覧表の中に住所や電話番号、そしてそういう相談医であるということで、二重丸をつけるとか、一目で分かるような工夫をされておられる自治体もありますので、その辺も参考にさせていただいて、本市でも取組を進めていただければと思っております。

今、部長が言っていただきましたように、補聴器というのは、購入しただけで終わりではなくて、やはり購入後も調整と使用トレーニングやアドバイスを受けながらも、自分に合った補聴器にしていくなということが重要ですので、その点も、しっかりと加齢性難聴であると思われる方に、お知らせしていただきたいと思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

それでは最後、4点目です。

加齢性難聴の聞こえの改善のためには、補聴器の使用が欠かせず、また、そのままにしていると、さらに聴力が低下してしまうということで、WHO世界保健機関では、2019年の認知症予防ガイドラインの中で、難聴が認知症のリスクになり得るとし、補聴器導入による認知症予防のエビデンスはまだ十分でないとしながらも、一方で、41デシベル以上の中等度難聴からの補聴器使用を推奨しております。

しかし、日本補聴器工業会の調査によりますと、日本の補聴器の所有率というのは、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスなどの欧米に比べて半分以下と、圧倒的に低くて、14.4%にとどまっております。その理由の1つとして、補聴器の価格が上げられています。

補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円から20万円と高額なために、使用をためらう人もおられます。

そこで、補聴器購入に対する公的助成制度導入の考えはないか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 加齢性難聴者につきましては、本市におきましても一定数おられることは、認識しております。補聴器は、医師や認定補聴器技能者などの調整が必要な器具であることから、補助や支援の在り方について、実施効果も含め、見極める必要があると考えております。

本市といたしましては、補聴器購入に対する支援は地域格差が出ないように、全国一律の基準で実施されることが望ましいと考えております。そのため、国による公費助成制度の創設も含め、動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 御答弁をいただきましたけれども、補聴器への助成制度実施に当たって、財源確保の取組として新聞に掲載されていまして、少し紹介させていただきたいと思っております。

厚生労働省が2020年度に行った調整によれば、難聴の高齢者向けに、補聴器の購入助成を行っている自治体は全体の3.8%、実施していない自治体からは、財源確保が難しいといった回答も目立ったということです。

こうした中で、神奈川県相模原市では、自治体における介護予防などの取組を幅広く支援する国の保険者機能強化推進交付金を活用して、それを財源確保されております。相模原市の介護予防事業と連動する形で、1月から、住民税非課税世帯の65歳以上の市民を対象に、2万円を上限に補聴器の購入を助成しているということで載っておりましたので、こういうこともまた参考にさせていただきたいと思っております。

身体障害者手帳の交付対象となるような重度ではなくても、難聴を放置すれば、孤立化や認知症のリスクが高まると言われておりますので、今回質問させていただきましたけれども、早期発見の取組や専門医や専門家による助言の下で、自分に合った補聴器を使用するための体制整備をするとともに、補聴器購入支援についても、今後しっかりと検討していただくことを要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、投票しやすい環境整備について、お伺いいたします。

不在者投票のうち、住民票を地元に残したまま進学や就職、単身赴任などで別の地域に滞在している方が滞在先で投票する場合に、投票用紙の請求をマイナンバーカードを使って、パソコンやスマートフォンからオンライン申請することができます。不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付については、令和2年12月25日に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として、衆議院、参議院選挙の不在者投票用紙などの請求が掲げられたことなどを踏まえ、積極的な実施の検討をお願いする旨の通知が、令和3年4月7日付で、総務省自治行政局選挙部管理課から、各都道府県選挙管理委員会事務局宛てに発出されております。

そこでまず、本市における不在者投票の方法及び利用状況について、お聞かせください。

◎選挙管理委員会委員長（俣野健一郎） 選挙管理委員会委員長、お答えいたします。

本市の選挙人名簿に登録されている人で、選挙期間中に出張や旅行などで他の市区町村に滞在中の人は不在者投票ができます。その方法は、まず、亀岡市選挙管理委員会へ投票用紙等を、原則郵便で請求します。そして、亀岡市選挙管理委員会は、投票に必要な書類を、選挙人が滞在中の住所で

へ送付します。選挙人は、それらの書類を持参して、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票を行います。そうすると、滞在先の選挙管理委員会から、投票済みの投票用紙等が、亀岡市選挙管理委員会に送付されることになります。

このような、滞在地での不在者投票制度を利用した人は、令和3年衆議院選挙では23人、令和4年知事選挙は6人、同年参議院選挙では51人でした。

◆（山本由美子議員） 今、選挙管理委員会委員長より、不在者投票の方法について御説明いただきましたが、投票用紙の請求については、不在者投票宣誓書兼請求書を記入の上、名簿登録地の選挙管理委員会に原則郵送する必要があるということで、封筒や切手の準備などの手間と時間がかかります。私も昨年の衆議院選挙、また本年の参議院選挙のときに、不在者投票の問合せもありました。一定のニーズがあると考えますので、選挙人の利便性を図るということが、非常に重要になってくるかと思っております。

そこで、マイナポータルのぴったりサービスを活用した不在者投票用紙のオンライン請求の導入についての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

◎選挙管理委員会委員長（俣野健一郎） マイナポータルのオンライン申請サービスでありますぴったりサービスを活用することで、選挙人は同サービスにインターネットを経由してアクセスし、滞在地での不在者投票の投票用紙等をオンラインで請求することができます。亀岡市のマイナンバーカードの交付率は、令和4年10月末現在で50.83%であり、今後さらに普及することが見込まれますので、選挙人の利便性の向上を図るためにも、なるべく早い時期に、オンラインで投票用紙等が請求できるような制度を導入するよう進めてまいります。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございました。

前向きな御答弁をいただいたと受け取りました。

それには、政策企画部情報政策課との連携もしっかり取っていただく必要があるのかと思っております。不備がないように、慎重かつ迅速に進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは次に、3点目ですけれども、障がい者の方などがスムーズに投票できるよう、さらなる取組が必要であると考えます。投票に際し、必要な支援を口頭による申出が困難な方、苦手な方が事前に記入できる「選挙支援カード」を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

◎選挙管理委員会委員長（俣野健一郎） 投票の際に、投票所内を案内したり、また、病気やけが等の事情で、投票用紙に文字を書くことができない場合に代理投票を行うなど、支援が必要な方で、口頭による申出が困難な方に御利用していただく「選挙支援カード」については、必要な支援が適切に受けられるよう、他市の事例を参考に導入してまいります。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

はっきりと導入していただけるということで言っていただきましたので、お世話になります。

この「選挙支援カード」というのは、知的障がいのある子どもと、その家族を支援する札幌市をつなぐ育成会の提案で生まれました。利用されている方からは、「選挙支援カード」の導入前は、投票所のスタッフにうまく説明ができずに、投票を諦めて途中で帰ってしまったこともあったけれども、



今はカードで支援が必要なことを伝えることができ、投票所のスタッフに付き添ってもらって1票を投じられているとお聞きいたしました。今、選挙管理委員会委員長より、導入いただけると御答弁いただいたのですけれども、市民の方への周知についてはどのようなことを考えておられるか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎選挙管理委員会委員長（俣野健一郎） 各選挙執行時に、広報紙として配布しています白ばらに掲載するとともに、市のホームページやLINEを使って周知を図ってまいります。また、福祉分野の担当課とも情報共有し、1人でも多くの方が選挙支援カードを活用していただけるよう、努めてまいります。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

福祉部門とも連携を図っていただけると言っていました。窓口にもそういう選挙支援カードも配置していただくことも1つかと思いますので、よろしくお願いいたします。

本当に大切な1票を安心して投じていただくように、早期の導入をお願いしたいと思えます。

それでは、最後に、ボランティアポイント制度について、お尋ねいたします。

高齢化が進む中で、ボランティアポイント制度導入自治体では、高齢者の方の社会参加につながり、健康増進や介護予防、生きがいつくり、地域住民の相互の交流などに対しても効果が得られていると評価されております。令和3年12月議会の一般質問答弁において、本市においても導入に向け、令和5年度にはモデル事業を実施し、計画期間が令和6年度から令和8年度である第9期亀岡市介護保険事業計画から本格導入を目指したいとの考えを示されました。令和5年度モデル事業実施に向けて、制度設計の検討やボランティア受入団体との調整、ボランティアポイント付与システムの構築などの進捗状況について、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） ボランティアポイント制度でございますが、高齢者の社会参加活動を活性化させ、介護予防の促進を図ることを目的に、平成19年度から介護保険制度を活用して、介護支援ボランティア活動に対し、換金可能なポイント付与が可能となった制度で、平成27年度からは、その範囲が高齢者の介護予防活動全般となったところでございます。

本市では、この制度をいきいき健幸ポイント事業としまして、令和5年度からのモデル事業を実施していくこととしております。現在、市民やボランティア受入団体からの意見聴取を行いまして、制度設計を進めているところでございます。

モデル事業につきましては、参加者はおおむね100人程度を想定しております。また、ボランティアの実施先につきましては、障がい者施設や高齢者施設、保育所など、市内一円で20か所程度を想定しているところでございます。

また、ボランティアポイント付与につきましては、スマートフォン等を活用し、参加したい活動の検索からポイント付与、そしてポイント還元までを1つのアプリケーションの中でできる仕組みの構築を目指しております。アプリケーション開発は、現在、約50%ほどが完成している状況でございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

進捗状況について、お聞かせいただきました。

100人程度で20か所ということだったのですけれども、この100人というのは先着で決めていくのか、どういう決め方をされるのか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 現在、想定しておりますのは、市の介護予防事業などで関わっていただいている方々を中心にお願いしていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） そうしますと、一般に募集をするということではないということ、よかったですでしょうか。

◎健康福祉部長（佐々木京子） まだ詳細のほうは詰め切れてはいないのですけれども、中心となるのはそのような方々と考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

ボランティアポイント制度につきましては、導入に至らなかった理由の1つとして、ボランティアの受入先が、従来は介護保険事業等に限られていたことから、介護施設などが自宅付近にない方については、この制度の恩恵を受けられないということが課題であったということを挙げられました。

そして、先ほど部長のほうからお話があったように、平成27年度からは介護保険制度の改正があって、自らのこの介護予防となる取組、また、地域のサロンでのボランティア活動なども対象になるということで、制度が拡大されたこともあって、今回導入に至ったということで、令和3年12月議会において御答弁いただきましたのですけれども、今回は施設であったり、保育所であったりで活動していただくということ、これはモデル事業なのですけれども、今後、そこを経て本格実施となったときには、自らの介護予防とか、そういう身近なところでの活動も入れていく考えなのか、その点、確認させていただきたいと思います。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 今、議員から御紹介いただきましたとおり、様々な活動がこのポイントの対象になり得るところでございまして、現在、モデル事業のために準備をしております実施対象施設等へ、担当者がお話に行くのですけれども、非常に施設側のほうでは、このボランティアポイント事業に期待されておまして、そのボランティアでおいでいただく皆様が、施設そのものの地域との関わりをまたつないでいただけるのではないかと御期待を、非常に多く耳にするところでございます。

また、参加いただきます方々が参加しやすいように、地域におけます身近なサロン活動等も対象としていきたいと考えておりますので、できましたら、モデル事業におきましても、数か所はそういったところを入れていきたいということで、現在調整しております。

そのほかにも、例えば、イベントなどによりまして使っていける方策があるのではないかとということで、モデル事業でしっかりと検証した上で、御参加していただきやすい制度にしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

私も大いに期待しているところでございます。

このボランティアポイント制度を実施することで、これまでこういう取組というか、活動に参加されていなかった方についても、社会参加のきっかけの1つにさせていただけたらと思っているところでございます。亀岡市では、令和元年度の調査で、6割を超える高齢者の方が、ボランティアあるいは社会活動に高い参加意欲を持っておられると聞いておりますので、さらにこのいきいき健幸ポイント事業で実施していただくことで、やりがい、また生きがいを感じていただいて、心身の健康維持増進につなげていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。期待しております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。